

## 第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法(1938)	各州法
決定方式	審議会方式  <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業または地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。</li> <li>地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で244件設定、2012年10月1日現在)。</li> </ul>	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別(都道府県別)</li> <li>特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別)</li> </ul>	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 749円/時間(全国加重平均、地域により2012年9月～、及び10月～)	5.85ドル/時間(2007年7月24日～) 6.55ドル/時間(2008年7月24日～) 7.25ドル/時間(2009年7月24日～)	5.15ドル/時間(最低額ワイオミング) ～9.19ドル/時間(最高額ワシントン)(2013年1月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス等を適用除外

	イギリス	ドイツ			フランス	
					SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	労働協約法(1949)	労働者送出国(2009) 労働者派遣法(2011改正)	最低労働条件法(2009改正)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	労働協約拡張方式	審議会方式		審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う)	労働協約拡張方式
	最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	協約当事者の交渉による。	協約当事者の一般拘束の宣言申請を受け、労使代表で構成する委員会の勧告を踏まえて労社省が法規命令で定める。	公労使代表で構成する中央委員会で特定業種に対する導入是非を検討後、専門委員会の検討を経て、労社省が法規命令で定める。	(定時改定方式) 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。  (物価スライド方式) 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	地域・業種別			全国一律	地域・業種別
最低賃金額	[一般(21歳以上)] 6.19ポンド／時間 (2012年10月～)	各労働協約による	労社省の法規命令による	—	9.43ユーロ／時間 (2013年1月1日～)  2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	一業種内(地域別の違いがあり得る)		フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

## 第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 (1)精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者	[適用除外] ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)	州により異なる。
影響率等	影響率3.4%(2011年度「最低賃金に関する基礎調査」より) (「影響率」とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと)	時間給で就業する被用者の3.0%(2008年)	—
罰則等	50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る賃金支払義務違反の場合)	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金が引上げられた(上限50万円)。

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業者</li> <li>・徒弟労働者・学生の一部</li> <li>・軍人、漁師の一部等</li> </ul> <p>[減額措置]</p> <p>16～20歳 18～20歳までは時給4.98 ポンド、 16歳及び17歳は時給3.68 ポンド、 アプレントイスシップ(養成 訓練)参加者で、19歳未 満、または19歳以上で参 加から1年未満の者は2.65 ポンド(2012年10月1日～)</p>	<p>[適用除外]</p> <p>自営業者</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握する ことができない労働者 (訪問販売員などの 一部)</p> <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満</li> <li>・見習訓練生、研修 生等</li> </ul>	—
影響率等	全被用者の4.0%(102万 8000人)(2012年)	—	—	—
罰則等	未払い分の賃金の50% (100～5,000ポンド)の罰 金	労働協約法は罰金あり (7条)。労働者送り 出し法と最低労働条 件法は50万ユーロ以 下の罰金(前者は23 条、後者は18条)	労働者一人につき 1,500ユーロ以下の罰 金 (再犯は3,000ユーロ 以下)	労働者一人につ き罰金750ユーロ以 下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批 准) 第131号条約は批准 せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約			あり	

資料出所 イギリス:ビジネス・イノベーション・技能省(BIS), 低賃金委員会ウェブサイト  
ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト  
フランス:労働省ウェブサイト等

## 第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	ギリシャ	スペイン	ポルトガル
最低賃金額	1,456.20 ユーロ/月 336.05 ユーロ/週 67.21 ユーロ/日 (2012年7月～)	1,472.42 ユーロ/月 (2012年7月～)	1,801.49 ユーロ/月 (2012年1月～)	683.76 ユーロ/月 (2012年7月～)	748.30 ユーロ/月 (2012年1月～)	565.83 ユーロ/月 (2012年1月～)
改定	年2回(1月1日及び7月1日)に改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	経済成長及び所得水準の変化に基づき、2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。ただ、経済状況によっては年に2～3回改定されることもある。	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向、経済状況によって改定。なお、一般的にはより高い水準の職種ごとの最低賃金が労働協約により定められている。	政労使による経済社会委員会の意見を聞いた後、物価動向、経済状況に応じて毎年政府が法令により改定。
影響率等	全雇用者の4% (2005年)		フルタイム被用者の15.1% (2005年末)		全被用者の1～3% (2005年末)	フルタイム被用者の4.0% (2005年末)
適用除外・減額措置	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働のパートタイム労働者にも適用。若年者の減額率 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16,15歳:70%減	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外。若年者の減額率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下:30%減。	民間企業雇用者のみに適用。15～17歳は20～25%減。(熟練労働者は20%増。また既婚者と扶養家族の多い者には増額)	民間企業雇用者のみに適用。公共部門は政府によって別途賃金水準が決められる。減額措置はなし。	訓練生は10～30%減。若年者に対する減額措置はなし。	軍人は適用除外。18歳以下は25%減。このほか家事労働者、障害者、見習労働者も減額される。
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり

資料出所 オランダ:社会問題雇用省, ベルギー:雇用労働省, ルクセンブルク:労働省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:労働移民省, ポルトガル:労働社会連帯省, 各ウェブサイト

	中国	韓国	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	1,400元/月 (北京市・2013年1月～)	4,860 ウォン/時間 (2013年1月～)	900リンギ/月 (半島マレーシア11州) 800リンギ/月 (サバ、サラワク州) 適用は2013年1月から。ただし従業員5人以下の企業は2013年7月から適用。	300バーツ/日 (全国一律、2013年1月～)(バンコクなど7県は2012年4月から実施済み。同7県は2013年1月からの改定はなし)	2,200,000ルピア/月 (ジャカルタ特別州・2013年1月～)	非農業: 456ペソ/日 農業: 419ペソ/日 (マニラ首都圏・2012年11月～)
改定	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	(制度発足が2012年、適用が2013年1月からで、政府は2年後に改定すると述べているが改定時期は確定していない)	2012年までは各県ごとの最低賃金制度であったが、2013年から全国一律の最低賃金制度となった。政労使からなる全国賃金委員会(委員長:労働次官)が日額最低賃金額を審議して政府に答申、閣議の承認を経て決定。(2013年1月から適用する日額300バーツは2年間据え置き方針)	原則として毎年1月1日に改定。決定権限は州知事。州ごとに設置された政労使三者構成の賃金委員会で審議、結果を州知事に報告し、州知事令で決定。必要に応じて県、市単位の最賃額を決めることもできる。この場合も決定権限は州知事。各地域ごとに業種別最賃も併用。	各地域ごとに設置された17の政労使からなる地域性生産性委員会(PTWPB)がそれぞれ当該地域の最賃を改定。不服のある関係団体は、政労使からなる国家賃金生産性委員会に不服申立が可能。
影響率等		全体の14.6% (234万人) (2012年)	—	—	—	—
適用除外・減額措置		労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないと認められる者	家事労働者は適用除外。(公務員は制度の対象としていない)従業員5人以下の企業は2013年7月1日から適用。	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外。	企業規模10人未満、土地と建物を除いた純資産額2億ルピア未満等限の企業については、25%を限度とする減額措置。経営不振で最賃支給が不可能な企業は、最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能。	農地の小作人、メイド・個人用運転手等の家庭内使用人、内職等々は適用除外。ベッド数100以下の民間病院、従業員10人以下の小売・サービス業の事業所、正社員10人未満の製造業事業所は、農業と同じ419ペソ/日。最低賃金労働者の所得税は免除。(2008年共和国法9504号)
労働協約拡張適用制度	—	—	なし	—	—	—

資料出所 中国:労働社会保障部発表資料,韓国:韓国労働部ウェブサイト,マレーシア:人的資源省労働局ウェブサイト,タイ:労働省ウェブサイト,インドネシア:労働移住省ウェブサイト,フィリピン:労働雇用省ウェブサイト